

第5回 令和7年度吉田町下水道料金等審議会 議事録

日 時：令和8年1月13日（火） 13時30分～15時30分

場 所：吉田町役場5階会議室2

出席者：遠藤誠作会長、本橋綾子副会長、深澤哲委員、田村戸一委員、松浦由美子委員、久保田豊委員、松浦弘幸委員、仲田京司委員

（事務局）：前田下水道業務統括、成岡下水道工務統括、安本主査、市川主任

- 議 事**：
- 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議題
 - (1) 第3、4回審議会議事録について
 - (2) 収支計画について
 - (3) 答申書の構成について
 - (4) その他
 - 4 その他（質疑・応答など）
 - 5 閉会

配布資料：

- 資料1 : 第3回審議会議事録
資料2 : 第4回審議会議事録
資料3 : 収支予測
資料4 : 答申書（案）事務局作成版
参考資料1 : 収支予測説明書
参考資料2 : 答申書説明文
参考資料3 : 下水道利用者調整件数表
参考資料4 : 使用料体系および早見表
参考資料5 : 答申書（案）会長作成版

議事 1：開会

事務局より第5回吉田町下水道料金等審議会の開会宣言。また、開催に当たり、本日の資料の確認を行った。

議事 2：会長挨拶

遠藤誠作会長より、開会の挨拶。

会長 : 今回の審議会では、諮問に対する答申のまとめの最終段階になるので、どうかよろしくお願ひしたい。外部からの委員2名以外は、地元の方々になるため、最終的には住民の負担増につながる審議で大変だと思うが、この町の下水道の将来に関する大事な話になるため、納得のいく審議をお願いしたい。

議事 3

議題（1）第3回、第4回審議会議事録について

第3回、第4回審議会議事録に関して、委員から指摘のあった修正内容の確認を行った。他に指摘は無かった。

議題（2）収支計算について

事務局 : 前回の審議会で提示した収支計算は、令和4年度～令和6年度の実績平均を用いた将来予測の妥当性や、ストックマネジメント計画費用を4条予算にすべきとの意見もあったため、事務局で再計算を行った。また、費用構成の項目も内容が分からぬとの意見もあったので、町内在住の委員の皆様には年末に説明をさせていただいた。
実態に即した費用予測を行うため、令和8年度当初予算および令和8年当初予算に令和6年度の執行率を掛けて算出した。また、その令和8年度の費用をベースに、令和9年度以降も算出した。
さらに、令和8年以降は物価上昇率3.5%を考慮した項目と、令和8年をスライドした項目がある。
また、ストックマネジメント計画費用については、4条に移行した上で、発注方法の見直しを行い、可能な限り経費削減を行っていく考えである。
次に、計画策定に関する業務委託費用について、過去3年間の平均額

から見直しを行い、現時点で策定が必要な計画に係るものだけを計上した。

次に、電力費は将来の見込みが不透明なため、予算案で計上した上で、毎年 3.5% の物価上昇率を見込んでいる。ただし、現在も行なっているが、今後も安い電力会社を探して契約をしていく。なお、12 月に電力会社の見直しを行っており、約 15 万から 20 万円程度が削減された。

次に、修繕費は予算額を計上した。なお、令和 9 年以降は予測が困難なため、令和 5 年度、令和 6 年度実績、および令和 8 年度予算額の平均を予定額とした。

次に、職員給与費は職員 1 名分を計上していたが、その内訳は現在の下水道業務部門職員 3 名のうち 1 名は浄化槽を担当しており、1 名は受益者負担金の業務を多く占めているため、資本費として計上した。そのため、経費回収率の対象経費からは除外をしていた。

しかし、管渠整備が今年度で完了し、受益者負担金業務の事務量が減少し、下水道業務部門の仕事が主体となるため、2 名分の職員給与費を経費回収率の対象経費とした。

以上が、町で実施した収支再計算の説明である。

会長 : この内容について、質問・意見等があれば出してほしい。

委員 : 参考資料 1 の収支内訳は、いつ他の委員に配ったのか。私は年末時点では受け取っていない。私がこの資料を初めて見たのは先週の金曜日（1 月 9 日）である。

事務局 : 町内委員に対しては、年末に項目・内容についての説明を行い、金額を修正した完成版の参考資料については先週配布した。

委員 : 私を含めた委員は先週に、初めてストックマネジメント計画策定業務委託やその他の計画策定業務委託に係る経費を収支内訳書から除外するという資料を提示されたということか。

事務局 : 町内委員に対しては、先週個別に説明させていただいた。

委 員 : 送られてきたデータの最終更新日時は金曜日の午後 2 時となっていたが、なぜ私には週末である金曜の夕方 5 時ちょうどに送ったのか。年末には資料を渡さずに、金曜日午後 5 時になって初めて私へ送ったには意図があるのか。

事務局 : 2 時に資料を作成した後に、会長及び委員にできるだけ早急に送りたかったが、他の処理しなければならない業務の対応をしてから送付したため遅くなってしまった。

委 員 : できるだけ早く送ろうとした結果が 3 時間後になったということか。これは重要な案件ではないのか。謝罪ではなくしっかりと説明してほしい。

事務局 : 資料の送付が午後 5 時ちょうどになってしまったことについては、恣意的なものではなく、この案件が重要という事は十分承知しているが、他の業務の対応もしなければならなかつたため、その後で早急に送付した時間が偶然 5 時であったということである。

委 員 : では、同じ資料で他の委員には早く届いていたものが私には金曜の夕方 5 時になったのはなぜか。

事務局 : はじめに町内委員に説明した際、意見や修正があればそれを反映したものを会長及び委員に送付しようと考えていた。

委 員 : 1/9 (金) に私も説明いただき、その後、まだ他の委員にも説明に回ることだったので、町のスケジュールが少しタイトだったかと思う。タイトなスケジュールもあって、委員に対して失礼があったのではないかと想像する。

事務局 : 本来はもっと資料を作成、配布すべきであったと反省している。

委 員 : では、別の質問をする。

ストマネ計画策定費用を 4 条予算に移行と書いているが、確かに前回の審議会議事録によると、会長からストマネ費用は 4 条に計上している例もあるとの発言はあった。しかし、会計の継続性としては、同じ項目で比較検討をする必要があり基本だと思う。

それを突然、会長の発言を引用して、4 条に回すのはおかしいのではないか。会計の継続性、原則性から外れていると思う。少なくとも審議会で検討した上なら分かるが、最初から事務局の判断で 4 条に回して資料を作成するのは議論としておかしいと思う。

同様に計画策定業務も見込まれることが少ないから、ゼロにしたと説明があったが、令和 11 年度、12 年度には計上している。少なくとも、見込むべきものがあれば、計上して検討することが基本ではないか。それを最初から計上せずに委員の皆様に配布するのは、おかしいと考えるのが通常の感覚だと思う。

委 員 : 私は専門家ではないが、ストックマネジメントで数千万の費用がこれまでの表に計上されていたものが、資本費へ移行されれば、経費回収率の目標達成が近づくと思ったが、委員の専門的な意見を伺うと、資本費へ移行はいかがなものかとも思う。皆さんのコンセンサスの中で理解した上で移行することが委員のご指摘だと思われる。

委 員 : 前回の説明では、経営戦略の数字に基づいて作っていると説明があつたが、経営戦略でも 4 条に移行したのか。

事務局 : 前回の経営戦略の時は、4 条に移行していない。

委 員 : 何も検討無く 4 条に移行させて、資料を提示したのか。委員の発言のとおり、るべき姿として今までこのように計上していたが、今回このように変更したと提示するのが、本来の正しい議論と考える

べきではないか。

- 会長：私が前回の審議会で発言した立場から申し上げると、3条予算とは維持管理に関わる定的な費用である。そこに、将来の更新工事に関わる費用を計上し、しかも財源が使用料で間に合わないから、一般会計から繰り入れるのはおかしいとして、4条に計上してはどうかという趣旨の発言となる。
- 4条の資本費に計上すると、資本費の部分は工事を行ったものを資産処理することになる。そのため、例えば設計費に1,000万、工事に1億円必要だったとすれば、1億1,000万を耐用年数で割り返して減価償却費として費用計上する。だから、将来の工事に関わる金額は、4条で処理してはどうかという趣旨の発言であった。
- ただし、その場合は建設仮勘定と言って、減価償却前に固定資産台帳にだけ載せておくだけの処理になる。
- ただし、そこに問題があり、会計士が付いている民間の会社では、そのような処理は、税務調査が入るからできないが、公営企業の場合は、先送りしてしまうようなことになってしまう。
- 特に吉田町の場合は、コンサルタントに対する依存度が高く、5年で2億5,000万も委託費を計上している。その費用は、使用料で賄えていないため、一般会計から繰り入れている。だから、先程の委員の指摘にもきちんと説明ができない。
- 私が前回の審議会で発言した4条予算に回したらどうかということは、この際撤回する。

- 委員：これまで3条で経費に計上していたものを4条予算計上に変更すると、持続性の観点から、町の会計監査で外部委員の公認会計士や税理士であれば、なぜ変えたのかという質問が必ず出て、指摘を受けると思う。今、私が配布した資料は事務局が単独判断で削除し項目（マークでラインを付けた部分）であるストックマネジメントと経営策定のところを無にしたところを復活させたものである。こうしないと今まで議論したことの中で、今後の実態について比較しないと分から

ない故である。

前回の審議会で、電気料金についてこれで良いのかとかという話があったので、ストックマネジメント費用を4条に計上するかどうかも思って、まずは元々のベースで議論するのが正しいのでは。その上で経費回収率を今日配布された資料と、私が入れ直して試算したものを比較してほしい。使用料改定率33%の箇所を見ると、令和8年度の70%が58.2%になる。令和9年度の95.3%が78%になる。同様に、令和10年度の93.8%が77%に、令和11年度の86.5%が73.7%に、令和12年度の84.8%が72.5%になり、経費回収率が総じて10%以上下がることになる。

やはり、以前と同じ基準で収支計算を行うと、経費回収率は今日配られた資料よりも残念ながら10%以上下がる。これを前提にして、どうするかを考える必要がある。

会計監査で指摘を受けた時に理由を説明できて了解を得られるのならば、良いのかもしれないが、それは2番目のことであって、まずは私が示したものはどうするか。今までこれを現状として議論してきたわけなので、それが正しいのではないのだろうか。

最終的に4条予算に計上したとしても、この場の議論で4条に計上してもよいというわけにはいかない。審議会なので、私たちはそこに責任は取れない。このことを踏まえて、今日は議論をするのがいいと思う。

最終的な改定率は、実際地域に居住している方が決めるが、ただ、現実はこうなんだというところだけは、示すことが正しいのではないか。

以前にも申したが、審議会の委員の方たちはとてもつらい立場だと思うが、こういうことを知った上で、公共下水道に接続していない方から意見を言われた時に備えておく必要があると思う。

会長 : 今、根幹に関わるような議論が提起されたが、事務局では今回33%の値上げ改定をしたいと考えており、その考えは収支計算が基になるので、それと整合性の取れるものを事務局は作れるのか。3条・4条の

費用計上に関して、質問が来た時に回答ができるのか。

事務局 : 今の委員の意見を踏まえて、ストマネ計画策定費用と計画策定業務委託料を入れた形をベースとして考えたいと思う。

委 員 : 委員が提示した収支計算に戻すか、それとも今日事務局が提示したストマネを資本費に入る計算にするのかという問題があるが、一方で今日は2回目の値上げを何%にするのか。33%改定をしたとしても、どちらも経費回収率100%には達しない。委員の資料を見れば、もつと厳しい状況になり、3回目も同様に33%の改定が必要になるということは、前回に示されていた資料でも同じであるから、議論としてどちらを使うべきかがあるが、改定時の料金体系を従来のものに修正を行い、2回目の改定率をどのようにするのかが、今日は審議内容になってくると思う。

私個人的には委員の考え方方に近い。資本費の方に隠れてしまうのはどうかと思う。

前回の審議で、他の委員からもある程度仕方ないというような意見もあったので、改定率33%で決めるのかということと、その場合に料金体系をどうするのかを今日決めて、あとは答申内容の文章をどうするのかを議論したい。答申内容に目を通すと、良い答申内容ではないかと思う。

そのあたりが今日のポイントになるのではないかと思う。

委 員 : 答申の協議は、今まで審議してきた数字を使って作成すれば良いと思う。また、予算については、最終的な予算は事務局で決めるので、それは審議会ではタッチしない形になる。今までの数字を使った審議で、答申の形を持っていくことが良いと思う。あまり、この審議の場で事務局の作成した資料をあちこちと動かすよりも、今までずっと審議してきた数字を使った方が良いと思う。

会 長 : そうすると、先ほどの委員の考え方方に近いということか。

- 委 員 : そのとおり。これまで審議してきた答申内容という形で持っていく方が良いと思う。
- 会 長 : 他の委員は、それでよいか。
- 委 員 : 良いと思う。資本費に計上することの意味が理解できないので、資本費に入れるべきではない。その構成も分からぬし、委員の意見が、いいと感じる。
- 委 員 : 少なくとも、この審議でストックマネジメント費用を4条予算に振つことになると、私たちがそれを知つていて承認したことになり、委員の方にも心外ではないだろうか。そこについては責任が負えないのではないか。
- 委 員 : 予算組みまで、審議の中で審議したという話になると、またおかしくなってしまう。
- 会 長 : では、委員の発言があったように、ストマネと計画策定業務を元の収支計算にもう一度組み直してもらう。事務局には作成をお願いする。
- 事務局 : 1点確認させていただきたい。こちらの参考資料1について、ストマネと計画策定業務委託を収支計算に入れた数字で試算をすることで良いか。
- 会 長 : 事務局に聞くが、結局、ストマネを元に戻したとしても、財源は国庫補助金と一般会計から繰り入れなので、使用料の計算には影響しないということでしょうか。
- 委 員 : そのとおり。ただし、経費回収率は、先程申し上げたように変わる。一般会計の繰り入れは変わらない。

- 会長 : そうすると、令和4年の時に今後33%の料金改定を3回かけて行い 経費回収率100%を目指すということで進めてきたが、今のままで は目標とする経費回収率の数字と合わなくなってきたているのではないか。100%にするために3回に分けて料金改定をした場合の予測値 がきれいに出なければ、議会に対して値上げの率と根拠の数字の部分 でどうなっているのかと質問が出ると思うがそこは大丈夫か。
- 事務局 : 今の質問とずれるところがあるかもしれないが、以前議会の中で、使用 料値上げの時に話があったが、ストックマネジメント事業の経費を経 費回収率の対象経費から外したらどうかという町議会議員の方から話 があった。3条には計上しておくが、経費回収率の対象経費からは外せ ないかと。
- 委員 : しかし、経費回収率というのは、公営企業会計で定義が決まっているは ずなので、それを特定の議員言ったからといって変えられるものでは ないのではないか。
- 事務局 : 少し説明不足であった。経費回収率には入れておくが、使用料改定の時 の対象経費から除いてはどうかという話があった。
- 委員 : その内容は、きちんと記録に残っているのか。
- 事務局 : はい。
- 委員 : では、ストマネ等の費用が経営戦略からの資料だと言っていたのは何だ ったのか？
- 事務局 : 今回の審議会で経費回収率には入れるが、使用料対象経費からは除くこ とはどうかと議員の方から話があった。

- 委 員 : 議会あるいは行政当局はどのように回答したのか？
- 事務局 : どのようにするかを考えておくという回答をした。
- 委 員 : 他の自治体では、「弁護士がこう言っていた」などという言い方をするが、ではその弁護士の先生を、ここに呼んで発言してほしいとか、書面で回答してほしいというと、すぐに「それは少し難しい」というのがよく使われる手である。本当に議会にそう言われたからといって、すぐに非公式でやるのは怖いと思う。行政と議会は別々の存在なので、この町の行政のやり方として怖くないかと、私が町民なら思う。なぜなら、その議員1人の発言であり、他の議員は違う考えかもしれない。
なぜ、その議員だけの意見を取り上げるのか。それをおかしいと考えるのが、日本の行政のルールではないだろうか。
- 会 長 : 今のやり取りは当然今回の議事録に残るが、議会の人たちが一部とはいえ、そういう感覚でいることは、下水道経営そのものをもう企業経営としては考えていない。町がつぶれるまで可能な限り繰り入れて、とにかく何とかやりくりしてくらいの感じにしか、聞こえない。
そもそも下水道経営がどういうことなのかを理解していないのだと思う。それを説明できない事務局にも責任の一端はあると思う。確かにその方がやりやすい。自分の金を配るわけではないので、それでやつておけば、単年度収支は合う。
この話については、ここで一旦打ち切ってもよいか。では、色々と意見があったが、基本的なところに立ち返って詰めていただきつまの合うような修正をしていただきたいと思う。

議事（3）答申書（案）について

答申書（案）について、事務局から説明。

- 事務局 事務局の答申書案として資料4を作成した。内容としては、町内委員

の皆さまには参考資料 2 を基に先日説明をさせていただいたところである。要点を再度説明させていただく。

まず、「はじめに」について、下水道事業は地方公営企業法を適用しており、自立経営を目指すべきというところが本来の目的となっているが、現在、一般会計からの繰入金により収入を補っている状況となっている。一般会計からの金額は、他の行政施策への財源として活用すべきという話が委員の皆さまからもあり、一般会計の方からもらっていることが問題であるということがあった。

また、合併処理浄化槽利用者の税金が下水道の処理費用に投入されていることに対しても、税差の不均衡が問題であるとの意見もあったので、こちらの「はじめ」の中にそのような文章を入れさせていただいている。

次に、2 番の答申内容としては、経費削減や普及率の上昇などの経営努力を行っていくことは当然であるが、先ほども説明した自立経営を目指すことを目的として料金改定を行うこととした。

令和 4 年度の答申時に、令和 12 年に回収率 100% を目指し、令和 6 年に料金改定を行った。経費回収率については、令和 4 年度の計画通りに令和 6 年度も順調に推移していることから、従来の計画通り、令和 9 年に令和 4 年ベースで 66% の引き上げをすることとした。

また、合併処理浄化槽の維持管理費の差についても、議論をさせていただいた。参考資料の 3 をご覧いただきたい。こちらのとおり、現時点で合併処理浄化槽の維持管理料と下水道使用料に差があり、合併処理浄化槽の維持管理費用の方が高いことがあるので、この差を埋めるという形で、今回料金改定をすることを表している。

参考資料 3 について、説明する。前回の審議会の時に 7 人槽の維持管理費について説明不足もあったので、それも含めて再度説明する。。

資料 3 の上の縦棒グラフだが、現在の下水道使用者の使用水量の分布を表したものである。このグラフの中では、1 カ月当たり 6m^3 から 22m^3 の使用者が多い。ここがボリュームゾーンとなる。この範囲で多い方の 1 カ月 22m^3 の使用者を 2 カ月に換算すると 44m^3 で、使用料金は 2 カ月で 6,085 円となる。

合併浄化槽の維持管理の5人槽は最低でも2カ月で約9,000円かかる。なお、9,000円を下水道使用料で換算すると、使用量は約34m³、2カ月で68m³となり、7人槽の維持管理費になる。7人槽の維持管理費の場合、2カ月当たり約11,500円かかることになる。

そのため、合併処理浄化槽の方の維持管理費が高いことから、その不均衡を是正するため、今回、下水道使用料の改定を行いたい。

なお、改定率は33%との説明をさせていただいているが、この改定率は令和4年度を基準として令和6年度に133%、令和9年度に166%の改定となる。令和6年度から令和9年度の改定率としては、166÷133で24.8%が今回の改定率となる。

次に、使用料体系は、参考資料4の通り、現行の基本使用料に24.8%を掛けた場合、小口利用者の負担が大きくなってしまう。また、頻繁な体系の改定は、利用者にとって分かりにくくなるため、従来通りとすることを案とした。しかし、令和4年度の答申書作成時では、小口利用者の激変緩和策として暫定的に導入した累進使用料制の緩和率を縮小することとしていきたいと考えている。

続いて、付帯意見について説明する。付帯意見は、委員の皆さんから意見のあった点を取りまとめさせていただいたものである。

①：使用料改定にあたり、住民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。こちらについては、物価上昇などにより年金生活者などの方々は、生活が大変厳しくなっている。また、下水使用料の改定が必要な理由について、丁寧に説明を行うことがあると委員の皆さんからの意見もあったので、そちらをまとめさせていただいたものである。

続いて、②の下水道の役割である汚水処理を確実に果たし、水環境を守るよう適切な施設運営を図ることについて、下水道事業の環境に対する責務を果たし、適切な施設管理を行い、確実な汚水処理を行うようにとの委員の方からの意見があったので、こちらを取りまとめさせていただいたものである。

次に、③の水洗化率を高めるため、未接続者に対して積極的な広報活動等、接続促進が図れる事業を行い、更なる水洗化率の向上に努める

ことについて、こちらも委員の皆さまからお話をあった使用料収入を増収するため、加入者を増やすことを考へるようとのご意見があつたので、事務局としても住民説明会やダイレクトメール、また、広報活動などをさらに実施し、加入者を少しでも増やしていく努力をしていく旨を記載したものである。

次に、④の将来に更新費用の増加が見込まれる中で、下水道事業の経営について、町としての対応を考える点だが、こちらも今後の下水道事業について施設の更新費用は増加が見込まれる中で、下水道事業の継続についてどのように考へていくのか。また、当町の事業規模で事業廃止は難しいとの意見もあつたので、更新費用の負担について資本費で繰り入れることになるが、町として事業継続の考え方を明確にするようにという意見があつたので、それを取りまとめたものである。

以上が事務局が作成した答申書案の説明である。

会長：事務局から説明があつた内容について、質問、意見等あれば挙手を。

会長：今、事務局の説明と資料の中でいろいろと数字が出てきており、分かれにくい部分があつたので、今の説明を書いたものをもう一度配ること。委員の人たちが答申を出せば、最終的に値上げになった時にいろいろ聞かれたり、審議会でどのような議論をしたのかと資料を見せる場合もある。

すでに公開される資料になれば、漏れなく入れてもらい、説明しやすいようにしてもらえばいいかと思う。

委員：私たちは何に基づいて議論したかが分からないと、これがあとで変わるとかであれば、わからぬことになる。

会長：特に経費回収率の数字は、いろいろもので挟まれてしまうと何が何だか訳が分からぬ。結論が66%だけ分かればいいという話ではないと思う。

- 会長 : できるだけ早い機会に委員の方に配布すること。その他意見等あるか
- 委員 : 使用料体系の部分で前回の料金改定の際、急に変わると使用者負担が大きいという事で激変緩和の措置を行っていると思うが、今回の答申案の中でその緩和率について縮小することとするという記載があるが、この審議会で決めることなのか。
- 事務局 : これは、あくまで事務局案として示しているので、断定はしておらず、これから検討していった上で、緩和率を維持するということになれば、この部分の文言は変わっていく。
- 委員 : これから検討によるということで良いか。
- 事務局 : そのとおり。
- 会長 : 今、委員から使用料体系に関する発言があったが、審議会としてそこまで踏み込むことがあるが、どうするか。
この件については自治体によって、審議会で審議する場合もあるし、執行側に任せることの場合もある。ただし、前回改定時は基本水量を廃止するという非常に大きい変化があった。
そのため、前回の改定後、つまり第2回目の今回、そのひずみを修正しなくてはならないと思う。その内容が事務局で説明に苦しまないような形をとりたい。
- 会長 : では、私の方でもどのような答申案にするのか、たたき台を作つてみたものを説明させて頂く。別紙になる。まず、答申の上の方は同じである。まず「はじめに」のところは、今回諮問されたのは使用料の値上げについてと、今後の下水道運営について、それからその他と三つあった。これについてどのように答えるかが、今回の答申書の中身になる。
ただし、審議はどのような経過であったかは、下の方に入れた。5月

14日に設置され、委員はこの8人であった。今まで5回にわたって審議したことを明確にしている。

それから、2番目の使用料の値上げについては、将来にわたる持続性は町の案をそのまま入れて、そういうことで改定を是認する。改定することはやむを得ないということ。ただし、改定率については、令和4年度の改定審議時に算出した目標値に対して、使用料収入等が見込み通りに推移していることから、当時の計画に基づいた令和4年度から見て66%の値上げとする。引き上げると。先ほどの説明資料にあつた令和6年度から見れば、24.8%になる。この辺は同じである。

なお、審議の過程では、物価高で町民が大変な思いをしている状況を鑑みて、改定率33%の半分程度にしてはどうかとか、物価高で経済対策を打っている時なので、改定は見送るべきという考え方もあった。

いずれにしても、町の下水道事業財政状況が厳しく、先送りできる状態ではなく、環境保全の必要性もあるので、改定することを答申することにしたことが、答申の本旨である。また、体系については、管理者の判断に任せる。

ただし、問題は2番目である。今後の下水道運営について、町の案にもあったが、実際はここに書いてあることは前回の答申でも似たような内容が書いてあり、どちらかと言えば答申書の枕詞として、実質的にあまり中身がないような項目になっている。

これは、当たり前のことが町の答申に書かれているが、それはそれとして、付帯意見について私の方では今更付けなくて良いのではないかという考え方で、今後の運営について書いている。意見の内容は、下水道事業の特徴と財政構造と更新事業の財源確保について書いている。

このことについて、第2回審議会に委員の皆さんに説明したことを文書で書いたものであり、まず吉田町の下水道経営の取り巻く状況がどのような状況にあるのかを、はつきりここで示しておくことがあります。今回、私と委員は総務省の公営企業アドバイザーとして、委嘱を受けて来ているため、アドバイザーとしての立場から、言うべきことを言い、それを記録に残しておきたいということと、この答申書に記

載されていれば、当然議会審議の時に議員には配られると思う。改めて認識を新たにしていただきたいという意思が込められている。

そこで、後ろの方に目安になる数字と若干グラフを入れているが、問題は更新事業の関係の財源として国庫補助が、満額付くことを前提にして、おそらく計算していると思う。ただし、下水道経営を所管する総務省準公営企業室長に対して、財務省は更新費用については使用料で賄うことを現に申し上げている。かつ、財務省の下水道に対する予算の付け方が、平成 22 年度から 5,000 億円の大台を固定されている。

一説によると、下水道の予算は 5,000 億で固定であると。例えば、先日の埼玉県八潮市での事故が発生したものに対して、国は支援すると言つて 150 億円支援する。それが単純に乗っているだけである。そのくらい支援するのだから、全国の下水道にも支援するだろうと期待した向きもあるが、実際はそういう期待に応えるほど日本の財政に余裕はないということ。

その補助金が付かなければ、今の吉田町の更新計画そのものが成り立たなくなる。普通はどのように実施するのかと言うと、予算が付ければ実施する。予算が付けば実施しようと言つてはいるうちに、予算が付かないでの、5 年、10 年延期して、結局、事故が起きている。今回、その場合は、どうするのかも含めて、覚悟を迫つておく必要があるのではということを込めて書いている。

それと、国の財政支援があるからと言うが、これについては内容を読んでもらえればと思う。これまでの審議会で話した内容となる。これに対する意見は、最後でも結構なので、答申書に織り込ませていただきたい。

事務局が作成した案と私の案の折衷案のような形で合わせたもので再編集するかもしれないが、委員の皆様の意見を聞かせていただきたいと思う。私からの説明は終わりである。まとめ方について、いかがか。

委 員 : この内容を読んでいただいた上で議論しないと。最終的には事務局の

支援、サポートは受けるにしても、あくまで審議会の案として、委員の皆様がどのように考えたのかを聞く方が良いかなと思う。

会長 : 委員から意見があつたが、審議会で多数決にて決める話より、委員としてどのような考え方を表明して頂いた上で、最終的に方向を決めるようになると思う。今回の値上げについて、意見表明してもらってよいか。私は反対、私は賛成で事務局案のとおり 33%の改定、もしくは別な考え方をすべきなども含めて。

委員 : 賛成だけど、こういう点については考えるべきだとか、反対だけど、こういうことは将来的に考えるべきだなどといった、その理由を答申書に反映させることができ、進め方として良いのではと思う。答申なので、1 or 0 ではなくて良いのではないか。

会長 : それでは、値上げについての見解が一つと、意見については付帯意見の方に列記する。扱い方は別にして。
では、今から休憩時間を設けるので各委員は自分の意見を整理し、纏めていただきたい。

～休憩～

会長 : 再開する。では、事務局からは 33%改定の案が出ているが、それについての賛否とその意見を各委員から出していただければと思う。

委員 : 使用料値上げについては、値上げをするという形でよいと思う。改定率は令和 4 年度から見て 66% の引き上げで良いと思う。それから、使用料の体系については、特に細かい議論をしていないため、これは事務局に任せる形で良いと思う。
答申書の形式は、事務局が作成した形で良いと思う。下水道の運営について、ここまで詳しく載せなくても良いと思う。

委員 : 参考資料 3 で、合併浄化槽の金額が具体的にある程度出ており、この資

料を見る限りでは明らかに合併浄化槽を使用されている家庭の方が、下水道に接続している家庭との比較で、下水道の方が割安になっていることが分かりますので、今回の値上げについては、当初の計画に準ずる形で、やむを得ないかなと考える。

それから、将来については、現在の設備がおかしくなり、大きなお金をより一層使うことになるという論理だけではなく、ストックマネジメントとして、設備の寿命を延ばすような対応をしつつなるべく抑えるような努力をしてほしい。

委 員 : 方向性として、色々な資料を拝見して、実際に自分たちも下水道を使用していて、浄化槽を利用されている方に負担を強いていることを考えれば、特に料金改定について反対ということはせず、料金改定をせざるを得ないのではないかと思う。また、最終的に100%の金額として、33%×3回で100%というところになるが、色々な話を聞き、頂いた資料を見ても、100%の到達をなるべく早い段階で決着をつけるとしか私には聞こえないが、私も不公平感を多少は感じているので賛成する方向である。

事務局作成の資料も、先生方が作成した資料も、これを見れば、町の税収減などとかをもうろろ考えて、町政の運営が変な方向に行くのではないかと私は心配していたが、事務局から説明を聞いてみると、直近で財政が悪化することはないようなので、信用するしかないと思う。普段生活をしていてこのような数字をいつも頭に置いて生活しているわけではないが、賛成の方向で私は良いと思う。

委 員 : 私の意見は、値上げは致し方ないと思う。率についても、当初の計画通り、33%が妥当ではないかなと思う。

理由としては、使用料が上がることは、物価高で家計も苦しい状況の中、下水道の処理費経費自体もやはり色々な増額があって、経費削減をしていただいたとしても、だんだん苦しくなっていくのではないかと思う。

下水道本来の役割を必ず確実に果たすということが、町民としては一

一番願っていることであり、水環境を守るように適切にしていただきたいことが要望である。

浄化槽の方々と値段に差がある点は極力縮めることで、水環境について町全体で共有しながら、より良く町民の方が共有をしながら生活できるように、使用料を上げていただいた方が一番良いと思う。

委 員 : 町民代表の委員の方はとてもつらいことをなさっていると思っており、大変だなとまず外部委員として申し上げる。

現在の経済状況や物価高によって、前から申し上げているとおり、この町にかかわらず下水道事業自体がとても厳しい状況に置かれている。

これは、一つは国が人口増加の中で、進めてきた計画がずっと続いていて、それに基づいて行政も仕事を行ってきた。それが、30 年前から少子化は分かっていたが、今になって問題が表面化してきた。そこをどうするのかという意味で、とても難しい状況だと思う。

そのような状況の中で、最終的に決めるのはこの町の方だと思っているが、やはり値上げはやむを得ないのかなと思う。

改定率は別として、将来の人たちに対して先送りすることは、彼らに対してどのようにすることができるのかを考えた上で、決断があつてしかるべきと思う。

その上で、他の委員も先ほどおっしゃられたように、下水道行政を町は自ら責任を取る、舵を取るという覚悟で、きちんと責任を取る行動をしていただきたいし、そのためにコンサルを使うことも一つの手段かもしれないが、何をやるべきかをご自身たちで把握して、ご自身たちで作ることが一番良いと思う。

状況の把握などを業者まかせにしていると、質問があつても答えられないということになる。そういうことがあると、我々も審議をする上で本当に大丈夫かと心配になる。事務局にはしっかりと説明できるようにして欲しい。

委 員 : 有識者の会長や委員から様々なご指導や情報提供をいただき、下水道事業の難しさや現状をいろいろと勉強することができたことについて、

感謝の念が先に立つ。私も他の委員の方々と同じく 33% 値上げについては賛成である。物価高で生活が苦しい部分もあるが、ここで値上げを容認し、健全な下水道事業運営となることが、将来の子どもたちにとって良いことならばやむを得ないと思う。ただ、そうはいっても合併浄化槽の料金よりもはるかに高い金額となってしまうことは、町の都市計画事業、下水道事業に協力した立場の人たちのことを思えば申し訳ない気持ちになるが、今回 33% の値上げをしたとしても、浄化槽の利用料よりも安いのであればいいのかなと思う。また、町の税金として下水道を利用しない人たちから徴収した税金も下水道事業につぎ込まれているという不公平な状況を少しでも解消しなければならないと思うので、使用料を上げることで少しでも税金の補填を減らすことができれば、その分の財源を子育てや少子化対策など他の分野に回すことができるため、そういった意味でも賛成である。要望としては、料金体系については事務局に一任する中で、今回激変緩和率を縮小する方向ということであるが、高齢者の一人暮らしが多いと見込まれる少量使用世帯に過度な負担を強いることがないよう考慮してほしい。

委 員 : 私も計画通り 33% の値上げをすることに賛成する。それによって、令和 12 年に経費回収率 100% を目指すという計画通りで進めていただきたいと思う。

事務局答申書（案）にもあるとおり、電力等の経費削減とか、水洗化率の向上に努めているとか、持続的な下水道事業の経営に対して、住民の皆さんに計画策定や実施をしていることが詳しく伝わることが一番大事なことであると思うので、包み隠さず情報を提供していただきたい。

会 長 : 最後に私の方から意見を表明する。基本的には、町内委員の皆様は、今の町の事情からやむを得ないだろう、もろ手を上げて賛成ということではなくて、条件付きの賛成。そのところをきちんと根幹にして仕事を取り組んでいただきたいと思う。この審議会としては、事務局案の線で了承することで、そこに意見を付して整理してほしい。

私の意見として、まず吉田町の下水道事業は町の規模に対して投資額

が大き過ぎる。実際、例えば一般会計から 3 条予算という維持管理に入っている金は、目立たないが実際は総額で 5 億 5,000 万ほど。これが更新の時になれば、たぶんそれの倍になってくる。そうすれば結局、町の財政から 10 億円を下水道に支援する時代が来るかもしれない。そうしないと更新できない。そして、更新費用を全部使用料で賄えということになれば、恐らく運営は不可能になる。

だから、そういう面で料金値上げは今回、物価高対策とするならば見合させて、次の 3 年間で下水道どうするのかという議論をすべきではないかという線もあるかと思ったが、町の委員の方たちが、町とともに下水道はきちんと実施していってもらうことを願うということなので、特に申し上げないが、ここに記載した状態になる可能性が強いと思うので、その辺は何かあれば見ていただければと思う。

今後の予定として、審議会は今回で最後とし、本日の議論を基に事務局で答申書及び資料を修正し、再度各委員に確認を求めた上で完成版とすることを確認した。

答申の方法について、当日は審議会代表として会長、副会長、委員の 3 名で町長に答申書を手交することを確認した。

議事 5 : 閉会

事務局 : では、事務局で答申書（案）を作成したら、会長、委員にはメールで送信、町内委員の皆様には郵送で送らせていただき、意見があれば回答をいただく形とする。

次回の開始時間は設定でき次第、会長、副会長、委員に連絡させていただく。

本橋綾子副会長より、閉会の挨拶

副会長 : 皆さん、長い間討議をしていただき、ようやくこの会議の中で結論が出て、より良く吉田町を良くしていくために皆さん時間を費やしていただきいた。その内容をまた会長と委員と 3 人で町長の方にお伝えしていきたいと思う。

本当に仕事もある中、大変であったと思うが、今までありがとうございました。では、より良くしてくという皆さんのお気持ちは一つになつたので、それをぜひ伝えさせていただきたいと思う。ありがとうございました。

第5回審議会の終了の挨拶

以上